〇内閣府令第

号

資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第三条第八項第二号、 第八条第二項、 第十一条の

一第一項第三号及び第十三条第三項の規定に基づき、 並びに同法を実施するため、 前払式支払手段に関する

内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

前払式支払手段に関する内閣 府令 (平成二十二年内閣府令第三号) の一部を次のように改正する。

次 の表により、 改正前欄 に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正 一後欄 に · 掲

げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標

記部分に二重傍線を付した規定 (以 下 「対象規定」という。)は、 改正前欄に掲げる対象規定を改正 一後欄に

掲げる対象規定として移動 Ļ 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを加える。

十一 第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面[一〜十 同上] 第十六条 [同上] (登録申請書の添付書類)	(登録申請書の添付書類) (登録申請書の添付書類)
四 [同上] 四 [同上] 四 [同上]	四 [略] 四 [略] 四 [略]
2 [同上] (高額電子移転可能型前払式支払手段) 改 正 前	な当上ものでする。 改当上ものでよって、次に掲げる要件の全てに の高額電子移転可能型前払式支払手段) でいた。 のうち、その未使用残高の記録の加 者型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加 着型前払式支払手段(電磁的方法によりその未使用残高の記録の加 第三条の二 [略] 改 法第三条第八項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、第三 第三条の二 [略] 改 法計るものであって、次に掲げる要件の全てに を当たるのであって、次に掲げる要件の全てに を当たるのでは、第三

2 第二十三条の三 3 2 第二十条の二 務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じな 払手段の利用者の保護を図り、及び当該前払式支払手段の発行の業 用される前払式支払手段を発行する場合にあっては、当該前払式支 を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)のために使 ければならない。 三 5 五 [十二~十四 法第十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は (業務実施計画の届出] 前払式支払手段発行者は、寄附(反対給付を受けない金銭の給付 次に掲げる事項とする。 ない金額の範囲内で、 書面に証された契約内容に基づき、一の寄附ごとに一万円を超え ために必要な体制に関する事項 約内容を証する書面 第二十三条の三第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずる が適切に寄附金を受領するために必要な措置 略 第三者型前払式支払手段を用いて、第十六条第十一号に掲げる [略] 地方公共団体 略 略 [略] 略 適格寄附金受領者(次に掲げる者をいう。 2 第二十三条の三 3 第二十条の二 [項を加える。] 三
五
五 [十二~十四 (業務実施計画の届出) 必要な体制に関する事項 同上 同上 第二十三条の三第一号及び第二号に掲げる措置を講ずるために 同上 同上 同上 同上 同上

- し行政官庁の認可を要する法人をいう。) 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関
- のうち金融庁長官が指定する者の他国を構成員とするものをいう。)のために事務を行う法人づき設立された機関のうち日本国が構成員となっているものそ二 日本国内において専ら国際機関(条約その他の国際約束に基
- 長官が指定する者
 、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募く、又は同条第七号に規定する届出をすることなく寄附金の募第八十八号)第二条第三号に規定する許認可等を受けることな 地の法令に規定する目的のために行政手続法(平成五年法律
- 用を防止するための適切な措置置その他の寄附のために使用される前払式支払手段の不適切な利害附以外に使用される場合との誤認を防止するために必要な措

別紙様式第3号(第14条関係)

(日本産業規格A4)

[(第1面)~(第3面)略]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前式払設仕等払支手の様
前式払段名払支手の称
発 作
支 可 金 等払 能 額
魚 爺 等用 囲
使でる間は限用き期又期
寄へ使の無附の用有
電転型式手該有子可前支段当無移能払払りのの

別紙様式第3号(第14条関係)

(日本産業規格A4)

[(第1面)~(第3面) 同左]

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払式支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前 支 瑔 様払 名 な な オ カ の 等 土 七
前 支 段 称払 払 の の 式 手 名
郑
大
) 選 第 節
東 あ 恵 朗 男 ろ 又 民 財 は 乗 は 乗 は ままままままままままままままままままままままままままま
艦転型式手該有子可前支段当無移能払払のの

備考 (記載上の注意) $\lfloor 1. \sim 4.$ 表中 2号口に掲げる前払式支払手段をいう。 支払手段、番号通知型前払式支払手段又は<u>第23条の3第1項第</u> 及び(ii)の事項を記載すること。 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式 [(i)·(ii) 略] 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段 第23条の3第1項第2号口に掲げる前払式支払手段 0 器 0) 記 載 は 注記である。 (第5面) (第10面) 器 [同左] (記載上の注意) [加える。] $\lfloor 1. \sim 4.$ 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式 支払手段、番号通知型前払式支払手段又は<u>第23条の3第2号ロ</u> に掲げる前払式支払手段をいう。)及び(ii)の事項を記載すること。 [D·2] 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。 [同左] 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i 第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段 第23条の3第2号ロに掲げる前払式支払手段 (i) · (ii) 同左] 同左] 同左] (第5面) ? (第10面) 同左]

附

則